

知事が保有する保有個人情報記録された公文書の開示の実施に要する費用等を定める要綱

制 定 平成 15 年 3 月 25 日

静岡県告示第 299 号

一部改正 平成 19 年 3 月 23 日

静岡県告示第 255 号

一部改正 平成 20 年 3 月 18 日

静岡県告示第 214 号

一部改正 平成 26 年 3 月 24 日

静岡県告示第 215 号

一部改正 令和元年 7 月 1 日

静岡県告示第 125 号の 2

(開示の実施に要する費用)

第 1 条 静岡県個人情報保護条例（平成 14 年静岡県条例第 58 号。以下「条例」という。）第 27 条第 1 項に規定する公文書（電磁的記録を除く。）の写しの交付及び同条第 2 項に規定する公文書（電磁的記録に限る。）の開示の実施に要する費用は、別表に定めるとおりとする。

(納付の時期等)

第 2 条 前条に規定する費用は、条例第 26 条第 1 項に規定する保有個人情報の開示の際に現金により納付するものとする。ただし、次に掲げる費用は、現金によりあらかじめ納付するものとする。

(1) 郵送による写し（電磁的記録を記録媒体に複写したもの、用紙に出力したもの等を含む。）の交付に要する費用

(2) 実施機関以外の者に次の処理を請け負わせる場合における当該請負額に相当する費用

ア 別表の 1 の項(2)及び(3)に規定する写しの作成

イ 別表の 2 の項(2)に規定する特別の処理

ウ 別表の 3 の項(2)に規定する特別の処理

エ 別表の 4 の項(4)に規定する特別の処理

附 則

この告示は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この告示は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

2 この告示の施行前にされた開示請求に基づく開示の実施に要する費用等については、なお従前の例による。

附 則

1 この告示は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

2 この告示の施行前にされた開示請求に基づく開示の実施に要する費用については、なお従前の例による。

附 則

1 この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

2 この告示の施行前にされた開示請求に基づく開示の実施に要する費用については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この告示は、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年法律第33号）の施行の日（令和元年7月1日）から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの告示の相当する様式により提出された申請書等とみなす。
- 3 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

別表（第1条関係）

公文書の種類	開示の実施の方法	金額
1 文書又は図画	(1) 写しの交付（日本産業規格（以下「J I S」という。）A 4、B 4又はA 3の用紙を用いて行うものに限る。）	単色刷りの場合 1枚につき10円
		多色刷りの場合 1枚につき20円
	(2) 写しの交付（J I S A 4、B 4又はA 3以外の用紙を用いて行うものに限る。）	当該写しの交付に要する費用に相当する額
	(3) その他公文書の性質に応じて写しを作成する場合における当該写しの交付	当該写しの交付に要する費用に相当する額
2 録音テープ	(1) 録音カセットテープ（J I S C 5568に適合するものに限る。）に複製したものの交付	当該複製したものの交付に要する費用に相当する額
	(2) その他必要な特別の処理を施してする開示	当該開示に要する費用に相当する額
3 ビデオテープ	(1) ビデオカセットテープ（J I S C 5581に適合するものに限る。）に複製したものの交付	当該複製したものの交付に要する費用に相当する額
	(2) その他必要な特別の処理を施してする開示	当該開示に要する費用に相当する額
4 電磁的記録（2の項又は3の項に該当するものを除く。）	(1) 用紙（J I S A 4、B 4又はA 3の用紙に限る。）に出力したものの交付	単色刷りの場合 1枚につき10円
		多色刷りの場合 1枚につき20円
	(2) フレキシブルディスクカートリッジ（J I S X 6223に適合する幅90ミリメートルのものに限る。）に複製したものの交付	当該複製したものの交付に要する費用に相当する額
	(3) 光ディスク（J I S X 0606及びX 6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複製したものの交付	1枚につき50円
	(4) その他必要な特別の処理を施してする開示	当該開示に要する費用に相当する額

備考 1の項(1)若しくは(2)又は4の項(1)の場合において、用紙の両面を使用するときは、片面を1枚として計算する。